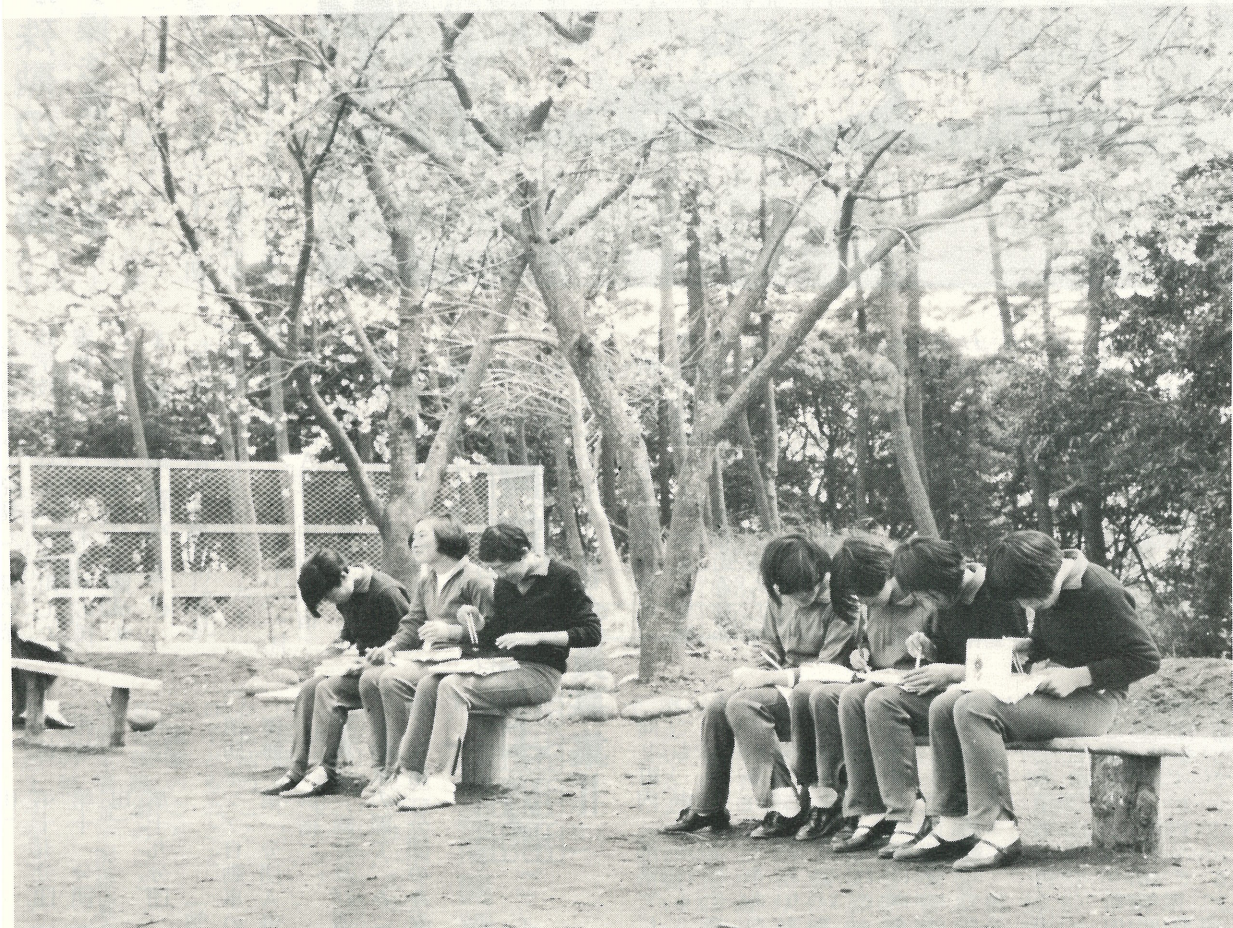
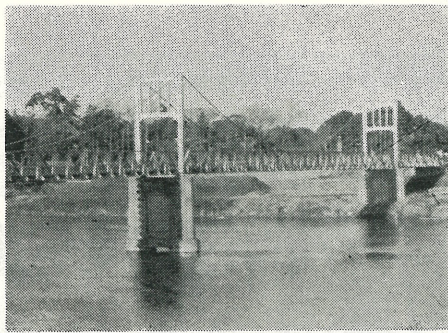


広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場  
昭和46年4月10日発行 No. 84



○  
○  
つづって保存いたしましょう  
○  
○

サクラの下のおべんとう

### 花の季節

四月は卯(う)の花がいに  
せいに咲きそろうので卯月と  
呼んだのでしょうか。一年を  
通じて気温の上昇の割合がい  
ちばん大きく、サクラ、つば  
き、ばけ、やまぶき、もくれ  
ん、かいどう、すみれ、たん  
ぽぽ、れんげ、アネモネ、ス  
イトピー、チューリップ、  
ヒヤシンス、デージー、パン  
ジー等数えきれないほどの花  
が競って咲きます。

全国、ほとんど花で飾られ  
春の日ざしが快いこのごろ、  
花見、潮干狩り、ピクニック  
など人びとの動きも活発にな  
ります。

ことは、統一地方選挙が  
行なわれ、なにかにつけて忙  
しい時期ではありますが、と  
きには忙しいからだを休め、  
ストレス解消のためにも、花  
見などいかがでしょうか。  
近いところでは、旧布川中  
学校(写真)のサクラがみご  
とです。



四月二十五日

午前七時～午後六時

町長及び議会議員選挙

みんなそろって

投票しましょう

# 第一分団(A班)が殊勲の優勝 第四回消防ポンプ操法競技大会

第四回利根町消防ポンプ操法競技大会が三月十二日、利根中学校で盛大に挙行されました。

この日は、小雪のちらつく悪条件にもかかわらず、早朝から出場した町内の各分団が日ごろの訓練で身につけた実



力を遺憾なく發揮し、県の消防学校からはるばる来町した審判員をはじめ、来賓や応援にかけつけた人たちを驚かせました。

それでは次に入賞チームをご紹介します。

○総合優勝  
第一分団A班(内宿 浜宿)

○可搬動力ポンプの部  
優勝 第十四分団(押戸・奥山)

二位 第二十分団(加納新)

三位 第十五分団(羽中)  
四位 第十一分団(押付新田)  
五位 第十九分団(惣新田)

○消防ポンプ自動車の部  
優勝 第一分団A班(内宿 浜宿)

【写真は、総合及び消防ポンプ自動車の部で、みごとに優勝した第一分団のみなさんです。】

## 青年会 会員募集

利根町青年協議会では、現在の組織をより大きく発展させるために、利根町在住の青年諸君の入会をお待ちしています。

学校を卒業して社会へ飛びこむ青年諸君、サラリーマンあるいは農業(自営)者の青年諸君、若いときには遊びまわるのもけっこうだが、団体生活(行動)をすることも一つには人生勉強だ。

同年代の青年が集まって悩み、考え、そして話し合い、その中から得た知識をこれからの社会生活に役立てようではありませんか。

同じ町内(部落)に住んでいても、声をかけることも、あいさつすることもできない青年が多いことをあなたは考えてみたことがありますか。これほどなきげないことはないでしょう。これからは、道で会っても気軽に声をかけられるように青年会にはいって話し合い、活動してみませんか。

入会希望者は近くの青年会員まで申し込んでください。また後記のとおり新旧会員の顔合わせ(昭和46年度総合)を行いますので、希望者も出席してくださいようお願い



## 5の日は税の相談日

税務署では、毎月5の日を税の相談日と定めております。税金のことでおたずねになりたいことがあるときは、いつでも税務署にお気軽においでください。また、お忙しいかたや遠隔地のかたのためには、手紙、電話による相談にもおこたえします。

5の日の税の相談日は、全国どここの税務署でもできるし自分の住所や名前を言わないで自由に相談できます。相談すると税金が高くなるのではないかとという心配は全然ありません。かえって納税者のかたに有利な取り扱いです。すんでお知らせいたしますから遠慮なくご利用ください。(竜ヶ崎税務署)

いたします。

日時 4月18日午前9時30分から午後4時まで  
場所 利根町大字立木円明寺内福祉センター

# ことしは十年年金の支給が始まります

きよ出制の老令年金として  
はじめて登場する年金は、そ  
の支給開始を今春五月にひか  
え、いよいよ大詰めを迎えま  
した。国民年金法の発足とと  
もに、当時任意で加入された  
人は、利根町で百五十八名を  
数えております。

この人たちは、六十五才に  
なりますと、その翌月から年  
金が支給されるわけで、明治  
三十九年四月に生まれたかた  
は、ことしの四月で満期にな  
りますので、五月分から待望  
の年額六万円の年金が終身支  
給されます。

過去十年の長い間、この日  
のために鋭意きよ出制の理解  
を願ひ、協力いただきました  
かたがたではあります、文  
字どおり春の訪れにも似た心  
境の中に、よろこびを迎えた  
わけのひとつお感銘深いもの  
があることと存じます。

なお、利根町では、該当者  
全員が、ほとんど未納または  
免除をうけている人はありま  
せんが、十年間保険料を納め  
ることが原則となっています  
ので、一ヶ月でも未納がある  
ということになりますと、僅

か一ヶ月で年額が三万八千八  
十円となつてしまい、二万一  
千九百二十円の差がつくこと  
になり、たいへん損をするこ  
うことになります。また、  
もし、これらの人があるとす  
れば、七十才からは、老令福  
祉年金の現行の二万四千円に  
切り替えられるというつめた  
い措置が講ぜられます。

町の係りでは、最後の保障  
しあわせがあなたがたを守る  
という見地から細心の注意を  
払いつつ業務をつづけており  
ます。

繰り上げ・繰り下げ支給の  
制度もあります

以上概略的に申し上げまし  
たが、ご承知のとおり、十年  
年金は、六十五才から六万円  
の年金をうけるのがたてまえ  
になっておりますが、なかに  
は六十五才を待たず、とくに  
早くうけたいと希望されるか  
たもありますので、繰り上げ  
支給の制度も設けられていま  
す。

このように繰り上げて年金  
をうける場合は後記の表のと  
おり、減額された年金額とな  
り、この額は一生変わりあり

ません。  
もし、事情があつて、繰り  
上げ支給を希望される場合に  
は、この点を充分考慮され、  
役場の年金係りによく相談し  
てください。

また、繰り下げ支給は、逆  
に希望により、六十六才以後  
に繰り下げてその増額した年  
金をうける制度ですのでお知  
らせします。

■くり上げ支給の年金額 (10年納付)

うけ始める年令	年金額
60才	34,800円
61才	39,000円
62才	43,200円
63才	48,000円
64才	53,400円
65才	60,000円

減額の年金は、各年令ごと  
に決められているので、くり  
上げの時期には注意してくだ  
さい。

たとえば、六十才十一月  
では三万四千八百円。六十一  
才では三万九千円となります。

## 確定申告がま ちがっていたときは

昭和四十五年分の確定申告  
の受付は、三月十五日で終

わりましたが、この確定申告  
にまちがいがあつた場合には  
修正申告や更正の請求の手續  
きをして正しい税額に訂正す  
ることができません。

また、確定申告をしなけれ  
ばならない人が、申告を忘れ  
ていた場合には、期限後申告  
をすることができません。

もし、これらの手続きをし  
ないでいると過小申告加算税  
や無申告加算税などの税金が  
余分にかかり、また納め過ぎ  
た税金も返してもらえなくな  
つたりすることがありますか  
ら、なるべく早目に手続きを  
済ませるようお願いいたしま  
す。

## 【お知らせ】

### 心配ごと

### 相談所開設

◆あなたは一人で心配ごと  
にやんではいませんか？  
◆毎日暗い日をお過ごしでは  
ありませんか？

- 家庭のこと
  - 生活のこと
  - 子どものこと
  - 職業のこと
  - 身体障害のこと
  - 更生資金・医療資金のこと
  - その他
- …このようなことでお困りの

かたに、こんど心配ごと相談  
所を開設しました。無料で秘  
密厳守、親切に相談に応じ  
問題解決のためお力添えいた  
します。

次のとおり行ないますので  
どうぞご利用下さい。

- 一、相談日 毎週月曜日、受  
付午後一時から三時まで  
(注)本年の五月三日は休  
みです。
- 二、場所 利根町公会堂二階  
利根町社会福祉協議会
- 三、相談員

- 第一月曜日  
新井太郎 (商工会長)
- 豊島鶴治 (農業者転職相談  
員)
- 第二月曜日  
大竹智海 (文間保育所長)
- 生芝正溪 (布川保育園長)
- 第三月曜日  
香取利夫 (教育委員長)
- 福田 一 (行政相談員)
- 第四月曜日  
中村しづ (民生委員)
- 鈴木千勢子 (未亡人会長)
- 第五月曜日  
北見正夫 (民生委員)
- 齊藤善一郎 (公民館長)

四、事務局  
利根町役場厚生課内

# 商工会だより

## ◆建築確認申請手数料改正

10平方メートル以上の建築については、建主が確認申請届けをするのは、すでに皆さんご承知のことと存じます。その確認申請の手数料が、昭和四十六年一月一日から改正にな

## ■確認申請手数料

床面積の合計	手数料
30㎡以内のもの	500円
30㎡をこえ100㎡以内のもの	1,000円
100㎡をこえ500㎡以内のもの	3,000円
500㎡をこえ2,000㎡以内のもの	7,000円
2,000㎡をこえ10,000㎡以内のもの	30,000円
10,000㎡をこえ50,000㎡以内のもの	50,000円
50,000㎡をこえるもの	100,000円

りましたのでお知らせいたします  
 手数料は、茨城県収入証紙をもって納めます。収入証紙の売りさばき所は商工会です  
 ◆利根町精工組合手間代決まる

三月一日から改正になりましたのでよろしくお願ひします。

一日三千円(食事代を含む)

機械使用の場合は、手間代の

一〇パーセント増となります

◆融資のご案内(国民金融公庫)

◎生鮮食料品などの小売業の皆さまに

◎青果、魚介類、米穀、酒類

乳類の各小売業

◎パン、めん類、とうふ、菓子

子の各製造小売業を営むかた

△設備資金について

今月の納税「4月」  
 固定資産税(第一期)  
 軽自動車税(全期)  
 自動車税(第一期)  
 国民健康保険税(第一期)  
 水道使用料(第一期)

店舗の増改築、機械、什器の買入れ、防災、衛生設備の新設等

利率 年八・二%

保証人 一名以上

返済方法 割賦払い

◎環境衛生金融公庫

◎産業安全衛生、公害防止施設等整備資金

◎普通貸付

皆さまのご利用をお待ちしています。

◆店舗診断申込み  
 商品陳列、店舗の増改築を計画中のかたはまず専門家の診断を受けましょう



## ◆総会について

昭和四十六年度の総会は、五月下旬に開催する予定です。旧年度の締めくくりと新年度の事業・予算等を決議するたいせつな会合です。

今年度は、役員の変更も行なわれます。会員の出席が少なくいと決議されても法律上効力を失いますので、ご理解とご協力で全会員の出席をお願いします。

なお、事業等について、会員のご意見、ご希望をお寄せください。

(利根町商工会事務局)

## 電気事故防止に

### ついでのお願ひ

どこの家庭でも、毎年電気を使う量が多くなってきております。日ごろはなにげなく使っている電気もちよっとした不注意やしろうと知識が思わぬ大事となることが多いようです。

みなさんも一度自分の家の電気が正しく使われているかどうか、つぎのことについて再点検してみてください。

- ①電線が樹木、建造物などにふれていないでしょうか。
- ②電気せんたく機のアースは

正しく取りつけてあるでしょうか。(配水管がビニール管の場合のじゃ口への取りつけは、アースの役目を果たしません)

③タコ足配線(ひとつのソケットからたくさん電氣器具を使用すること)は、危険ですからすぐ取りはずしましょう。

④電線の付近でクレーン車をご使用の場合は、東京電力にご連絡ください。

⑤建築、伐採などの作業で付近の電線に接触の恐れがある場合は、東京電力に連絡してください。

(東京電力)

## 選挙についての

### お問い合わせは

役場総務課内選挙管理委員会へどうぞ。

町勢 (昭和46.4.1現在)	
世帯数	1,767
人口	8,495
	{ 男 4,129
	{ 女 4,366
発行所	利根町役場
町長	加納久顕
編集	総務課広報係
電話(利根)	(029768) 2211, 2212, 2213
印刷	倉沢印刷株式会社